

書記官事務及び訟廷事務に関する会計事務査察結果報告書

(庁名) 大阪高等裁判所  
 (査察事務担当者) 事務局次長 山田正人

1 実施時期等

実施年月日	被 査 察 庁	査察事務担当者等		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
H29. 10. 4	奈良地方・家庭裁判所	会計課専門官	加藤 章子	1
H29. 11. 7	和歌山地方・家庭裁判所	会計課企画官	光田 和秀	1
H29. 11. 20	京都地方裁判所	会計課課長補佐	伴 知寿子	1
H29. 12. 18	京都家庭裁判所	会計課専門官	加藤 章子	1
H29. 12. 25	大阪家庭裁判所	会計課課長補佐	木村 祐司	1

2 査察結果

(1) 奈良地方・家庭裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
 概ね適正に事務がなされている。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
 特記事項なし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
 該当事項なし

(2) 和歌山地方・家庭裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
 イ 記載の事項を除き、概ね適正に事務がなされている。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容
- (ア) 物件明細書等のインターネットによる公示業務契約に係る給付の完了を確認するための検査事務において、第1順位の検査職員が差し支えの場合は第2順位の検査職員が検査を行うべきところ、平成29年4月以降の事案について、検査職員として任命されていない職員（平成29年3月までは任命されていた。）が検査を行っていた。
- (イ) 現金書留郵便を受領した場合、自庁の現金書留郵便取扱要領において、出納官吏又は出納官吏代理及び会計課長又は会計課課長補佐の二名以上の立会により確認することと定めているところ、出納官吏、出納官代理以外の職員及び会計課長の二名の立会により開封を行ったものがあった。
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
 前回の査察において、検査職員の事務の引継のあり方について検討を指示したが、イ(ア)記載の事項を除き、適正に処理されていた。

(3) 京都地方裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
イ記載の事項を除き、概ね適正に事務がなされている。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
再保釈の保証金額が前の保釈保証金額より多い場合に求められている保管金システムへの登録事項が登録されておらず(H17.3.31 刑事局第二課長、經理局監査課長事務連絡)，主任書記官は同事務連絡を把握していなかった。
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回の査察において、押収物の品目の特定等に関し、保管物主任官と書記官室との連携が不十分である点について指摘したが、是正されていた。

(4) 京都家庭裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
イ記載の事項を除き、概ね適正に事務がなされている。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
予納郵便切手の交換事務において、交換指定職員以外の者が交換事務を行っていた。その後交換指定職員が変更され是正されていることは確認できたが、厳に交換指定職員が交換事務を行うよう徹底されたい。
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回の査察において、官報公告掲載業務の検査時期について指摘したが、是正されていた。

(5) 大阪家庭裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
イ記載の事項を除き、概ね適正に事務がなされている。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
家事事件の録音反訳業務における給付の完了の検査事務において、第1順位の検査職員が不在の場合に備えて第2順位の検査職員が任命されているところ、第2順位の検査職員において、自己が検査職員であることの認識がなく、また、第1順位の検査職員においても、第2順位の検査職員が任命されていることの認識がなかったため、第1順位の検査職員の不在時等に実質的な検査が行われる態勢を構築されたい。
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
適正に処理されていた。

書記官事務及び訟廷事務に関する会計事務査察結果報告書

(庁名) 大阪地方裁判所  
 (査察事務担当者 官職・氏名) 事務局長 竹口智之

1 実施時期等

実施年月日	被 査 察 庁	査察事務担当者等		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
29.12.4	大阪地裁堺支部 堺簡易裁判所	事務局長	竹口智之	3人
29.12.19	大阪地裁岸和田支部 岸和田簡易裁判所	事務局長	竹口智之	3人
29.11.30	大阪簡易裁判所	事務局長	竹口智之	3人
29.11.9	大阪池田簡易裁判所	事務局次長	高橋 亨	1人
29.11.16	豊中簡易裁判所	事務局次長	高橋 亨	1人
29.10.13	吹田簡易裁判所	事務局次長	遠藤 恒弘	1人
29.11.22	茨木簡易裁判所	事務局次長	高橋 亨	1人
29.12.11	東大阪簡易裁判所	事務局次長	遠藤 恒弘	1人
29.11.21	枚方簡易裁判所	事務局次長	高橋 亨	1人
29.10.26	富田林簡易裁判所	事務局次長	遠藤 恒弘	1人
29.10.16	羽曳野簡易裁判所	事務局次長	遠藤 恒弘	1人
29.12.13	佐野簡易裁判所	事務局次長	遠藤 恒弘	1人

2 査察結果

- (1) 大阪地裁堺支部及び堺簡易裁判所
- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
 全般的に適正に処理がされていた。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
 特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い

- (ア) 現金書留郵便の取扱いが、取扱要領の定めと違った扱いがされていた事項については、対象事例は無かったものの、庶務課庶務係から現金書留郵便を引き継ぐ時に、同係から毎回注意喚起をすることによって予防している。
- (イ) 自動契印機は厳重な管理が求められるものであるので、今一度現状を確認し、現在使用していない物がある場合は本庁へ返納されたい。とされた事項については、その後、現状を確認した結果、1台使用されていない物があったことから本庁へ返納されていた。
- (ウ) 平成27年度の査察で、メモリカードは処理要領上、少なくとも年1回点検することとなっているところ、点検したことが帳簿上明らかになっていないという査察結果について、28年度の査察で確認した結果、支部民事部は点検日が記載されていたが、簡裁民事部については依然、点検日が記載されていなかったので、点検を行った際には帳簿にその旨を記載することを励行されたい。とされた事項については、是正されていた。
- エ その他必要と認める事項  
特になし
- (2) 大阪地裁岸和田支部及び岸和田簡易裁判所
- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正に事務が処理されていた。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
従前指摘事項なし
- エ その他必要と認める事項  
特になし
- (3) 大阪簡易裁判所
- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
適正に処理されていた。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
従前指摘事項なし
- エ その他必要と認める事項  
特になし
- (4) 大阪池田簡易裁判所
- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
適正に事務処理が行われていた。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
従前指摘事項なし
- エ その他必要と認める事項  
特になし

(5) 豊中簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適切な事務処理が行われている。  
必要な事務処理方法の確認や担当者自身による点検も丁寧になされている。  
また、庶務課長、担当書記官及び会計事務担当者の相互の牽制やチェック体制も構築されている。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
従前指摘事項なし
- エ その他必要と認める事項  
特になし

(6) 吹田簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
適正な事務処理がなされていた。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
従前指摘事項なし
- エ その他必要と認める事項  
特になし

(7) 茨木簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
適切な事務処理態勢のもと、概ね適正に事務処理が行われていた。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
従前指摘事項なし
- エ その他必要と認める事項  
特になし

(8) 東大阪簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
適正かつ丁寧な事務処理がなされていた。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
従前指摘事項なし
- エ その他必要と認める事項  
特になし

(9) 枚方簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
適正事務処理が実施されていた。

課長及び主任書記官が契約書等の内容を理解し、適正な事務処理を実施していた。

また、牽制を意識し、複数人で事務処理の確認を行ない、過誤防止を意識した事務処理を実施していた。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
従前指摘事項なし

エ その他必要と認める事項

録音反訳業務について、現状は「録音反訳方式利用事件一覧表」をフラットファイルに綴り、担当者が毎日納期等を確認し検査確認時期等をチェックする事務処理を行っている。しかし、担当者等が意識して同ファイルを確認しなければ容易に現状を確認できない事務処理状況であるため、例えば、ホワイトボードに進行状況を掲載し、現在の事務処理状況の見える化を図るなどの複数人が容易に進行状況の確認ができる工夫をするよう指導を行った。

#### (10) 富田林簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
適切な事務処理態勢のもと、概ね適正に事務処理が行われていた。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
従前指摘事項なし

エ その他必要と認める事項

特になし

#### (11) 羽曳野簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
適正に事務が処理されていた。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
従前指摘事項なし

エ その他必要と認める事項

特になし

#### (12) 佐野簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
適正に処理されていた。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
従前指摘事項なし

エ その他必要と認める事項

特になし

## 書記官事務及び訟廷事務に関する会計事務査察結果報告書

(庁名)  
(査察事務担当者 官職・氏名)

大阪家庭裁判所  
事務局長 太田幸枝

### 1 実施時期等

実施年月日	被 査 察 庁	査察事務担当者等		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
29. 11. 7	大阪家裁堺支部	事務局次長	武 田 勇	2
29. 10. 11	大阪家裁岸和田支部	事務局次長	安 達 正 広	1

### 2 査察結果

#### (1) 大阪家裁堺支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
事務処理態勢及び指導監督態勢については、特に問題ない。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
録音反訳業務に関し、発注に当たっては、「発注書」を作成が事務連絡で定められており、発注書は、会計書類として保存しなければならないことが定められている。  
平成28年度分の当該書類を点検したところ、ファイル管理簿に当該ファイルの登載がなかったことから、ファイル管理簿に登載し会計文書として5年間文書保存するよう指示した。
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
特になし
- エ その他必要と認める事項  
特になし

#### (2) 大阪家裁岸和田支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
事務処理態勢及び指導監督態勢については、特に問題ない。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
特になし
- エ その他必要と認める事項  
特になし

書記官事務及び訟廷事務に関する会計事務査察結果報告書

(庁名) 京都地方裁判所  
(査察事務担当者 官職・氏名) 事務局長 梅村哲也

1 実施時期等

実施年月日	被 査 察 庁	査察事務担当者等		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
29.10.6	京都地裁舞鶴支部	経理課長	多田達也	1人
29.10.12	京都地裁園部支部	出納課課長補佐	出山洋子	1人
29.10.11	京都地裁宮津支部	経理課課長補佐	高倉伸弥	1人
29.10.13	京都地裁福知山支部	出納課長	奥村善則	1人
29.10.19	京都簡易裁判所	経理課長	多田達也	1人
29.10.23	伏見簡易裁判所	出納課課長補佐	出山洋子	1人
29.10.25	右京簡易裁判所	出納課課長補佐	出山洋子	1人
29.10.18	向日町簡易裁判所	出納課長	奥村善則	1人
29.10.16	木津簡易裁判所	経理課長	多田達也	1人
29.10.20	宇治簡易裁判所	出納課長	奥村善則	1人
29.10.17	亀岡簡易裁判所	経理課長	多田達也	1人
29.10.10	京丹後簡易裁判所	経理課課長補佐	高倉伸弥	1人

2 査察結果

(1) 京都地裁舞鶴支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前年度指摘事項なし
- エ その他必要と認める事項  
特になし

(2) 京都地裁園部支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い前年度指摘事項なし
- エ その他必要と認める事項特になし

(3) 京都地裁宮津支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い前年度指摘事項なし
- エ その他必要と認める事項特になし

(4) 京都地裁福知山支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い前年度指摘事項なし
- エ その他必要と認める事項特になし

(5) 京都簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容司法委員登庁簿について、司法委員の認印が押印されていないのに、書記官の確認印が押印されている欄があったので、業務フローの確認を指示した。
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い前年度指摘事項なし。
- エ その他必要と認める事項特になし

(6) 伏見簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容特になし

- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前年度指摘事項なし
- エ その他必要と認める事項  
特になし

(7) 右京簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
指示したとおり是正されていた。
- エ その他必要と認める事項  
特になし

(8) 向日町簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前年度指摘事項なし
- エ その他必要と認める事項  
特になし

(9) 木津簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
指示したとおりに是正されていた。
- エ その他必要と認める事項  
特になし

(10) 宇治簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前年度指摘事項なし
- エ その他必要と認める事項  
特になし

(11) 亀岡簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い指示したとおりに是正されていた。
- エ その他必要と認める事項特になし

(12) 京丹後簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い前年度指摘事項なし
- エ その他必要と認める事項特になし

書記官事務及び訟廷事務に関する会計事務査察結果報告書

(府名)	神戸地方裁判所
(査察事務担当者)	事務局長 新見 雅信

1 実施時期等

実施年月日	被 査 察 庁	査察事務担当者等		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
29.12.20	神戸簡易裁判所	事務局次長	宇野勝浩	3人
29.12.14	神戸地裁伊丹支部	事務局次長	吉田隆樹	1人
29.10.10	神戸地裁尼崎支部	事務局次長	吉田隆樹	1人
29.10.30	神戸地裁明石支部	事務局次長	宇野勝浩	1人
29.11.29	神戸地裁柏原支部	事務局次長	吉田隆樹	1人
29.11.21	神戸地裁姫路支部	事務局次長	宇野勝浩	4人
29.11.16	神戸地裁社支部	事務局次長	宇野勝浩	1人
29.10.17	神戸地裁龍野支部	事務局次長	宇野勝浩	1人
29.10.26	神戸地裁豊岡支部	事務局次長	吉田隆樹	1人
29.12.12	神戸地裁洲本支部	事務局次長	宇野勝浩	1人
29.10.23	西宮簡易裁判所	事務局次長	吉田隆樹	1人
29.11.7	篠山簡易裁判所	事務局次長	吉田隆樹	1人
29.12.1	加古川簡易裁判所	事務局次長	宇野勝浩	1人
29.10.25	浜坂簡易裁判所	事務局次長	吉田隆樹	1人

2 査察結果

(1) 神戸簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正な事務処理が行われている。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い

司法委員の日当の支給につき、平成28年10月分において、1名の司法委員が同一日に別の2件の事件の執務を行い、それら2件について日当の按分を行って支給した事案について、それら2件の執務時間が合計で1時間を超えていたところ、1時間以内の支給区分に基づく日当を按分して支給していたが、今年度については、司法委員の請求書を1枚とし、請求書と登庁簿を2名でダブルチェックを行うよう改善がなされており、誤りは見受けられなかった。

エ その他必要と認める事項

- 特になし
- (2) 神戸地裁伊丹支部
- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正な事務処理が行われている。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容
- 特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回指摘事項等なし
- エ その他必要と認める事項
- 特になし
- (3) 神戸地裁尼崎支部
- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正な事務処理がなされている。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容
- 特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回指摘事項等なし
- エ その他必要と認める事項
- 特になし
- (4) 神戸地裁明石支部
- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正な事務処理が行われている。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容
- 特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
特になし
- エ その他必要と認める事項
- 特になし
- (5) 神戸地裁柏原支部
- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容
- 特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回指摘事項等なし
- エ その他必要と認める事項
- 特になし
- (6) 神戸地裁姫路支部
- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正な事務処理が行われている。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容
- 特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回指摘事項等なし
- エ その他必要と認める事項

特になし

(7) 神戸地裁社支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正な事務処理が行われている。

- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回指摘事項等なし

- エ その他必要と認める事項

特になし

(8) 神戸地裁龍野支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正な事務処理が行われている。

- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回指摘事項等なし

- エ その他必要と認める事項

特になし

(9) 神戸地裁豊岡支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし

- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回指摘事項等なし

- エ その他必要と認める事項

特になし

(10) 神戸地裁洲本支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正な事務処理が行われている。

- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回指摘事項等なし

- エ その他必要と認める事項

特になし

(11) 西宮簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし

- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回指摘事項等なし

- エ その他必要と認める事項

特になし

(12) 篠山簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正な事務処理が行われている。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回指摘事項等なし

エ その他必要と認める事項

特になし

(13) 加古川簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正な事務処理が行われている。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回指摘事項等なし

エ その他必要と認める事項

特になし

(14) 浜坂簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回指摘事項等なし

エ その他必要と認める事項

特になし

書記官事務及び訟廷事務に関する会計事務査察結果報告書

(府名) 奈良地方家庭 裁判所  
 (査察事務担当者) 奈良地方裁判所事務局長 荒谷 智一  
 奈良家庭裁判所事務局長 藤原 扇一

1 実施時期等

実施年月日	被 査 察 庁	査察事務担当者等		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
平成29年12月12日	奈良地家裁葛城支部 葛城簡易裁判所	地裁事務局長	荒谷 智一	3
平成29年12月18日	奈良地家裁五條支部 五條簡易裁判所	家裁事務局長	藤原 扇一	2
平成29年12月18日	奈良簡易裁判所	家裁事務局次長	関本 利一	0
平成29年11月27日	宇陀簡易裁判所	地裁事務局次長	藤本 昌彦	1
平成29年11月30日	吉野簡易裁判所 奈良家裁吉野出張所	家裁事務局次長	関本 利一	1

2 査察結果

(1) 奈良地家裁葛城支部

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
 該当事項なし

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
 該当事項なし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
 是正を確認した。

エ その他必要と認める事項  
 該当事項なし

(2) 奈良地家裁五條支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
該当事項なし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
該当事項なし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
該当事項なし
- エ その他必要と認める事項  
該当事項なし

(3) 奈良簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
該当事項なし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
該当事項なし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
該当事項なし
- エ その他必要と認める事項  
該当事項なし

(4) 宇陀簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
該当事項なし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
該当事項なし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
該当事項なし
- エ その他必要と認める事項  
該当事項なし

(5) 吉野簡易裁判所・奈良家裁吉野出張所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
該当事項なし

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
該当事項なし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回、国庫立替に当たり、国庫立替請求及び負担額通知簿に記載していないもの1件の指摘があったが、今年度はそもそも国庫立替がなく、事務処理の実績がないものの、るべき業務フローの定着自体は確認できた。

エ その他必要と認める事項  
該当事項なし

書記官事務及び訟廷事務に関する会計事務査察結果報告書

(府名) 大津地方裁判所  
 (査察事務担当者) 大津地方裁判所事務局長 西川浩二  
 (査察事務担当者) 大津家庭裁判所事務局長 大垣直人

1 実施時期等

実施時期	被監査庁	査察事務担当者等		補助者員数
		官職	氏名	
H29.11.8	大津地裁彦根支部 大津家裁彦根支部 彦根簡易裁判所	事務局次長	川瀬久雄	4人
H29.10.17	大津地裁長浜支部 大津家裁長浜支部 長浜簡易裁判所	事務局次長	望月玲子	3人
H29.12.12	大津簡易裁判所	会計課長	佐藤広希	2人
H29.10.10	大津家裁高島出張所 高島簡易裁判所	事務局次長	望月玲子	0人
H29.11.15	甲賀簡易裁判所	事務局次長	川瀬久雄	0人
H29.12.4	東近江簡易裁判所	事務局次長	川瀬久雄	0人

2 査察結果

- (1) 大津地裁彦根支部、大津家裁彦根支部、彦根簡易裁判所
- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
 全般的に適正な処理が行われていた。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
 特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
 前年度の事務査察において、MINTAS料金後納郵便の検査について、第1順位の検査職員が休暇等により不在の場合において、第2順位の検査職員以外の者が検査を行っていたが是正されていた。
- エ その他必要と認める事項  
 特になし
- (2) 大津地裁長浜支部、大津家裁長浜支部、長浜簡易裁判所
- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
 全般的に適正な処理が行われていた
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
 特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
 前年度においては、調停委員登庁簿における終業時刻と調停委員出勤簿における終業時刻とが合致していないものがあったが、今年度においては担当書記官、主任書記官、庶務課長によるダブルチェック及び勤務時間管理員によるセルフチェックの四重のチェック態勢が適切に機能しており是正されていた。
- エ その他必要と認める事項  
 特になし

(3) 大津簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正な処理が行われていた。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回指摘事項なし
- エ その他必要と認める事項  
特になし

(4) 大津家裁高島出張所、高島簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正な事務処理が行われていた
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回指摘事項なし
- エ その他必要と認める事項  
特になし

(5) 甲賀簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正な事務処理が行われていた
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回指摘事項なし
- エ その他必要と認める事項  
特になし

(6) 東近江簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正な事務処理が行われていた。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回指摘事項なし
- エ その他必要と認める事項  
特になし